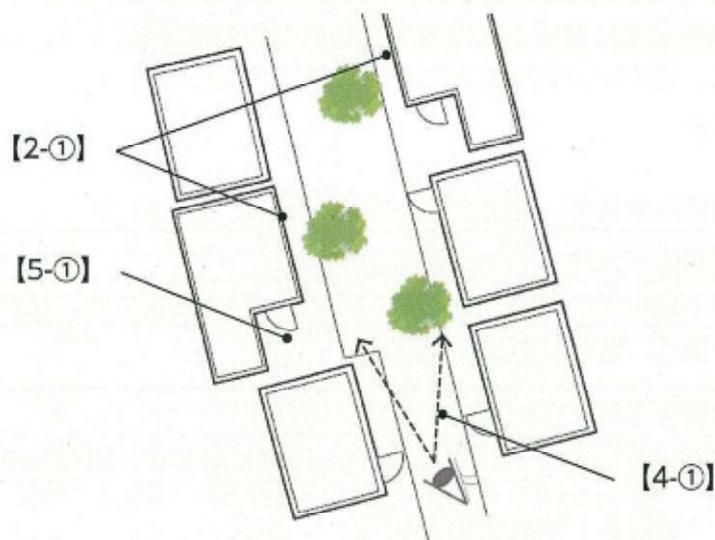


A. 鬼子母神堂周辺・大門ケヤキ並木道沿道

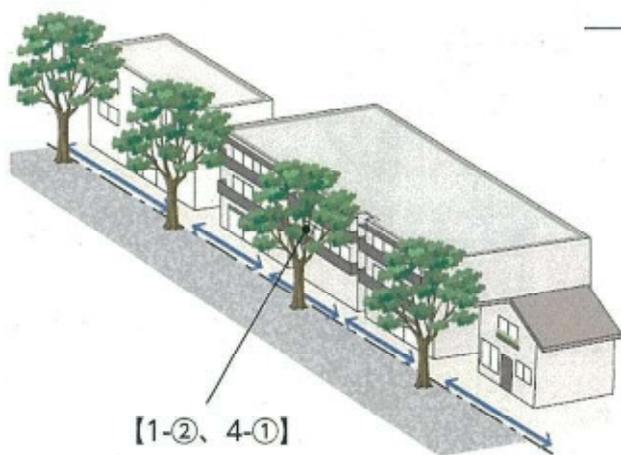
配置

基準	ポイントと取り組み例
1. 敷地内に残すべき景観資源（遺構、樹木、池、湧水等）がある場合には、これを生かした計画とする。	【1-①】景観資源となる樹木などが通りから見えるように、建築物を配置する。
2. 壁面の位置の連続性や適切な隣棟間隔の確保など、周辺の街並みに配慮する。	【2-①】壁面は将来的なケヤキの樹形を踏まえ、幹や枝を切らない位置に計画する。
3. 道路などの公共空間と連続したオープンスペースの確保など、公共空間との関係に配慮する。特に鬼子母神大門ケヤキ並木道沿道（以下「大門ケヤキ並木道」という。）では、人が溜まれる空間を設けるよう努める。	【3-①】通りと店先をつなぐ空間に歩行者が滞留できるスペースを設置する。
4. 通りからの鬼子母神堂や大門ケヤキ並木道の見え方に配慮した配置とする。	【4-①】通りから景観資源への見通しを阻害しないよう、壁面の位置等を計画する。
5. 大門ケヤキ並木道に面して住宅や駐車場などの出入口を設置する場合は、ケヤキの保全に配慮した計画とする。	【5-①】出入口は将来的なケヤキの樹形を踏まえ、幹や枝を切らない位置に計画する。
6. 鬼子母神堂や大門ケヤキ並木道などの道路に面して建築物の顔が向くように計画する。	



高さ・規模

基準	ポイントと取り組み例
1. 建築物の分節化や高層部の後退などにより、圧迫感の軽減に配慮する。	【1-①】高層部の壁面後退により、低層部の軒高を周囲と調和させる。 【1-②】規模の大きい建築物は、長大な壁面が道路側に生じないように壁面を分節する。
2. 鬼子母神堂からの見え方に配慮し、これを損なわない高さ・規模とする。	【2-①】建築物の高さは、雑司が谷鬼子母神の大イチョウの高さ以下とする。
3. 大門ケヤキ並木道沿道では、通りからのケヤキ並木の見え方に配慮し、これを損なわない高さ・規模とする。	【3-①】建築物の高さは、東京都指定天然記念物「鬼子母神大門ケヤキ並木」の高さ以下とする。 【3-②】壁面は将来的なケヤキの樹形を踏まえ、幹や枝を切らないように後退させる。
4. 大門ケヤキ並木道に面した建築物は、間口の長さを周辺と揃えるなど、街並みの連続性に配慮する。	【4-①】大門ケヤキ並木道に面して壁面が長大となる場合は、周辺の間口と合わせて分節する。



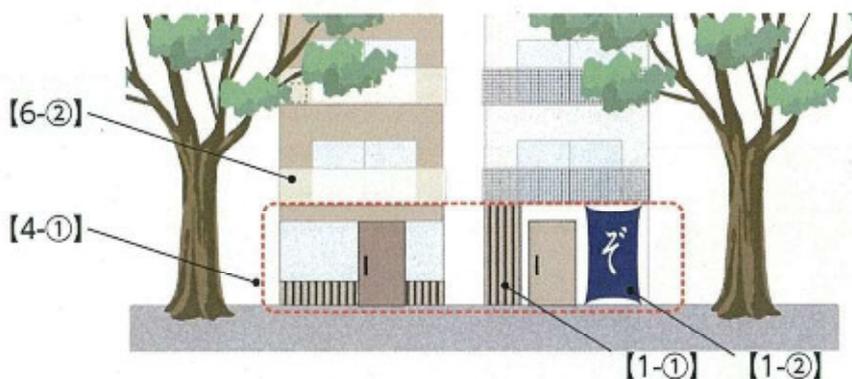
鬼子母神大門ケヤキ並木
東京都指定天然記念物

第2章 景観形成基準

雑司が谷景観形成特別地区 A. 鬼子母神堂周辺・大門ケヤキ並木道沿道

形態・意匠・色彩

基準	ポイントと取り組み例
1. 商店では、ショーウィンドウなどの工夫により、風情のある街並みと調和した空間を計画する。	【1-①】ショーウィンドウに木組みのデザインを取り入れる。 【1-②】店先では、暖簾（のれん）や看板の工夫により、和の風情を演出する。
2. 道路の突き当たり部分や折れ曲がる部分では、視線が集まることを考慮したデザインとする。	【2-①】交差点部などの視線が集まる場所には、アイストップとなる形態・意匠を採り入れる。
3. 建築物単体だけでなく、周辺のみどりや建築物、重要な景観資源等（鬼子母神堂・大門ケヤキ並木道・公園等）との調和に配慮する。	【3-①】周辺の住宅地の雰囲気・イメージと調和するように、屋根の形状を同系統のものにする。 【3-②】大門ケヤキ並木道に面して、開口部を設けるなど、壁面が無表情にならないようにする。
4. 外壁は、地域の歴史や文化が感じられる街並みとの調和に配慮した素材を活用し、反射材や彩度の高い素材の使用は控える。	【4-①】景観資源や周辺の住宅地の雰囲気・イメージと調和するように、外壁の素材を同系統のものにする。
5. 色彩は「色彩基準（雑司が谷地域景観形成特別地区）」に適合するとともに、周囲の建物から突出せず、地域の歴史や文化を尊重し、鬼子母神堂や大門ケヤキ並木道との調和に配慮する。	【5-①】景観資源や周辺の住宅の屋根・外壁と同系統の色相やトーン（明度、彩度）で落ち着いた色彩を使用する。黒色の使用面積を抑える。 【5-②】外壁は、樹木のみどりが映えるように、落ち着いた色合いにする。 【5-③】色彩は「色彩基準（雑司が谷地域景観形成特別地区）」＜鬼子母神堂周辺・大門ケヤキ並木道エリアの推奨色＞を参考とする。
6. 付帯する建築設備等は、設置場所や目隠しなどの工夫により周囲からの見え方に配慮する。	【6-①】室外機は床に置き、給湯器は周囲から見えない位置に設置するか、目立たない工夫をする。 【6-②】バルコニーの手すりは格子の間隔を狭くするか、乳白色のガラス等不透明な素材を使用し、周囲から中が見えにくくする。



公開空地・外構・緑化等

基準	ポイントと取り組み例
1. 緑化にあたり、樹種の選定や樹木の配置等は継続的な維持管理が可能な計画とする。	【1-①】 視界の妨げにならないよう、枝の張り方に注意して樹種を選択する。 【1-②】 防犯上、暗くなりすぎないように、樹木を配置する。
2. 駐車場・駐輪場を設置する場合は、緑化の工夫により、道路や隣地からの見え方に配慮する。	【2-①】 駐車場・駐輪場を植栽などで緑化する。
3. 道路に面して緑化スペースを確保するなど、地域のみどりの特徴を踏まえ、周辺のみどりとの連続性に配慮する。	【3-①】 道路沿いに生け垣や花壇を設ける。
4. 道路の突き当たり部分では、緑化スペースを設けるなど、視線が集まることを考慮した外構とする。	【4-①】 カーブや突き当たりなどの視線が集まる場所では、シンボルツリーを配置する。
5. 外構計画は、舗装に石材等の自然素材を用いるなど、地域の歴史や文化が感じられる街並みとの調和に配慮する。	【5-①】 道路の舗装に調和した、素材、色調にする。 【5-②】 夜間の安全性に配慮した照明を配置する。
6. 大門ケヤキ並木道沿道では、道路に面して植栽やベンチ等を配置するなど、人が溜まれる空間を設けるよう努める。	
7. 鬼子母神堂や大門ケヤキ並木道のみどりとの連続性を考慮し、敷地や建築物を緑化する。	【7-①】 通りから庭の花壇や樹木が眺められるようにする。 【7-②】 建築物外周のみどりを配置する。 【7-③】 ツタなどのツル系植物で、壁面を緑化する。
8. 鬼子母神堂や大門ケヤキ並木道などの道路に面して垣・柵を設ける場合は、生垣とするなど、閉鎖的にならないように配慮する。	

